



池田町



表紙写真：池田町「冬の七色大カエデ」

CONTENTS

- P.2 新年のごあいさつ
- P.4 **特集** 3月末に退職される皆さんへ／
医療保険制度の加入等／福祉事業の手続
- P.8 老齢の年金についてのご案内
- P.14 随時改定について
- P.17 人間ドック検診等の助成方法等が変わります



<https://nagano-kyosai.jp/>

ホームページも
ご覧ください



新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合

理事長 金子 ゆかり (諏訪市長)



新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新春にあたり、組合員並びにご家族の皆さまにおかれましては、希望とともに輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より共済組合の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内において最初の感染者が確認されてから今年で4年が経ち、昨年5月には季節性インフルエンザなどと同じ感染症法上の「5類感染症」に移行しました。この間のご苦労と各種対策等へのご協力に心より感謝申し上げます。しかしながら、新型コロナウイルス自体が消滅した訳ではありませんので、季節性インフルエンザとの同時流行にも注意しながら、基本的な感染防止の対策を行うなど、引き続きの警戒をお願いいたします。

さて、私たちを取り巻く社会保障制度につきましては、将来にわたって制度を持続可能なものとし、全ての世代で支えていくため、各分野において制度改革が実施されています。

年金制度に関しましては、本年に公的年金の財政検証の実施が予定されています。また、令和4年10月25日に第1回社会保障審議会年金部会が開催され、次期制度改革に係る議論がスタートしました。そして現在も、令和6年末の年金部会の取りまとめに向け議論が行われています。

共済組合におきましては、今後の制度改革の方向性等を注視し、正確かつ確実な年金業務の実施に努めてまいります。

医療保険制度に関しましては、昨年5月に健康保険法等の一部改正法が公布され、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合う仕組みの構築に向けた取り組みとして、前期高齢者の給付費の調整において、報酬水準に応じた調整の導入が行われたため、高齢者医療制度の納付金・支援金等の支出の状況を注視していく必要がございます。

また、令和4年10月の短時間勤務職員の適用拡大により、共済組合の短期給付の適用となる組合員および被扶養者が大きく増加したことから、医療費の動向を踏まえ、適正な財源

率を設定するとともに、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動および内容審査の強化を図る必要がございます。

短期財政につきましても、引き続き厳しい状況が予想されますが、ジェネリック医薬品の使用促進や適正な受診をしていただくための取り組みを行うなど、健全な事業運営に努めてまいります。

保健事業に関しましては、現行の第2期データヘルス計画が、本年度で最終年度を迎えることから、当該計画の評価を行うとともに、第3期データヘルス計画を策定することとなります。なお、次期データヘルス計画では、新たに、若年者保健指導、食習慣調査を実施し、保健指導対象者の減少を図りたいと考えております。

また、令和4年度に保健事業検討会設置規程に基づく保健事業検討会において、短時間勤務職員の適用拡大等に対応するため、人間ドック等各種検診料助成の定額助成への移行および助成券交付等の見直しの検討を行い、保健事業の効率的かつ効果的な実施のためのポータルサイト「MY HEALTH WEB(マイヘルスウェブ)」を導入し、令和6年度からの実施に向け準備を進めております。

皆さまには、各種検診料の助成事業、特定健康診査および特定保健指導を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

今後とも、昨年4月から施行された定年の引上げに伴う組合員数の動向や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年秋に現在の健康保険証を廃止する動きにも注視しながら、関係団体等と連携・協力し、将来にわたる共済組合の健全な事業運営と発展のため、最善の努力を尽くす所存でありますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、様々な変化と課題の多い時代にありますが、本年が皆さまにとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさついたします。

謹賀新年

理事長	金子 ゆかり	(諏訪市長)
理事	山村 弘	(坂城町長)
(理事長職務代理者)		
理事	小泉 俊博	(小諸市長)
理事	下平 喜隆	(豊丘村長)
理事	高柳 康広	(中川村)
理事	吉池 靖明	(上田市)
理事	西澤 正樹	(千曲市)
理事	木下 雄貴	(大鹿村)
監事	横内 裕治	(学識経験者)
監事	小田切康彦	(宮田村長)
監事	一ノ瀬幸治	(松本市)

組合会議員	土屋 陽一	(上田市長)
組合会議員	今井 敦	(茅野市長)
組合会議員	貴舟 豊	(大桑村長)
組合会議員	内山 信行	(高山村長)
組合会議員	峯村 勝盛	(飯綱町長)
組合会議員	伊藤 祐子	(岡谷市)
組合会議員	桐山 大	(駒ヶ根市)
組合会議員	小澤 誠一	(大町市)
組合会議員	飯塚 雅人	(佐久市)
組合会議員	岡田 孝夫	(木島平村)
事務局長	峯村 光喜	ほか職員一同

新年度が始まる前に確認を

被扶養者の資格確認調査にご協力ください

卒業・進学・就職シーズン

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続が遅れると、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した際の共済組合で負担した医療費等を全額返還していただくことになります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

また、就職以外の方も状況に応じて異動の手続が必要になります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書 [注1](#)

高等学校・大学・専門学校などを卒業	4月以降の状況		判定	添付書類	
	①就職する場合 注2		認定取消	●組合員被扶養者証 ●就職日が確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)	
	②進学・引き続き在学・進学浪人の場合 注3 注4		引き続き認定	4月以降扶養手当の支給あり	なし
				4月以降扶養手当の支給なし	●在学証明書 (4月1日以降に発行されたもの)
	③アルバイト・パート等の収入がある場合 注3	月額 108,334円 未満の収入	引き続き認定	●最新の所得証明書 注5 ●雇用内容等が確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)	
		月額 108,334円 以上の収入	認定取消	●最新の所得証明書 注5 ●雇用内容等が確認できる書類 ●組合員被扶養者証	
	④求職活動・未就労で収入がない場合 注3		引き続き認定	なし	

[注1](#) 『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配布します。

[注2](#) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

[注3](#) 4月以降扶養手当が支給されない場合は、組合員の配偶者の所得証明書を提出してください(配偶者が被扶養者認定されている場合を除く)。

[注4](#) ②のケースに該当する方で、アルバイト・パート等の収入がある場合は、③の書類を併せて提出してください。

[注5](#) 被扶養者調査回答・申告書の同意書欄に被扶養者本人の署名をいただくことで、提出を省略できます。

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合資格管理課審査担当までご照会ください。

※学生であっても、アルバイト等の就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続を行ってください。

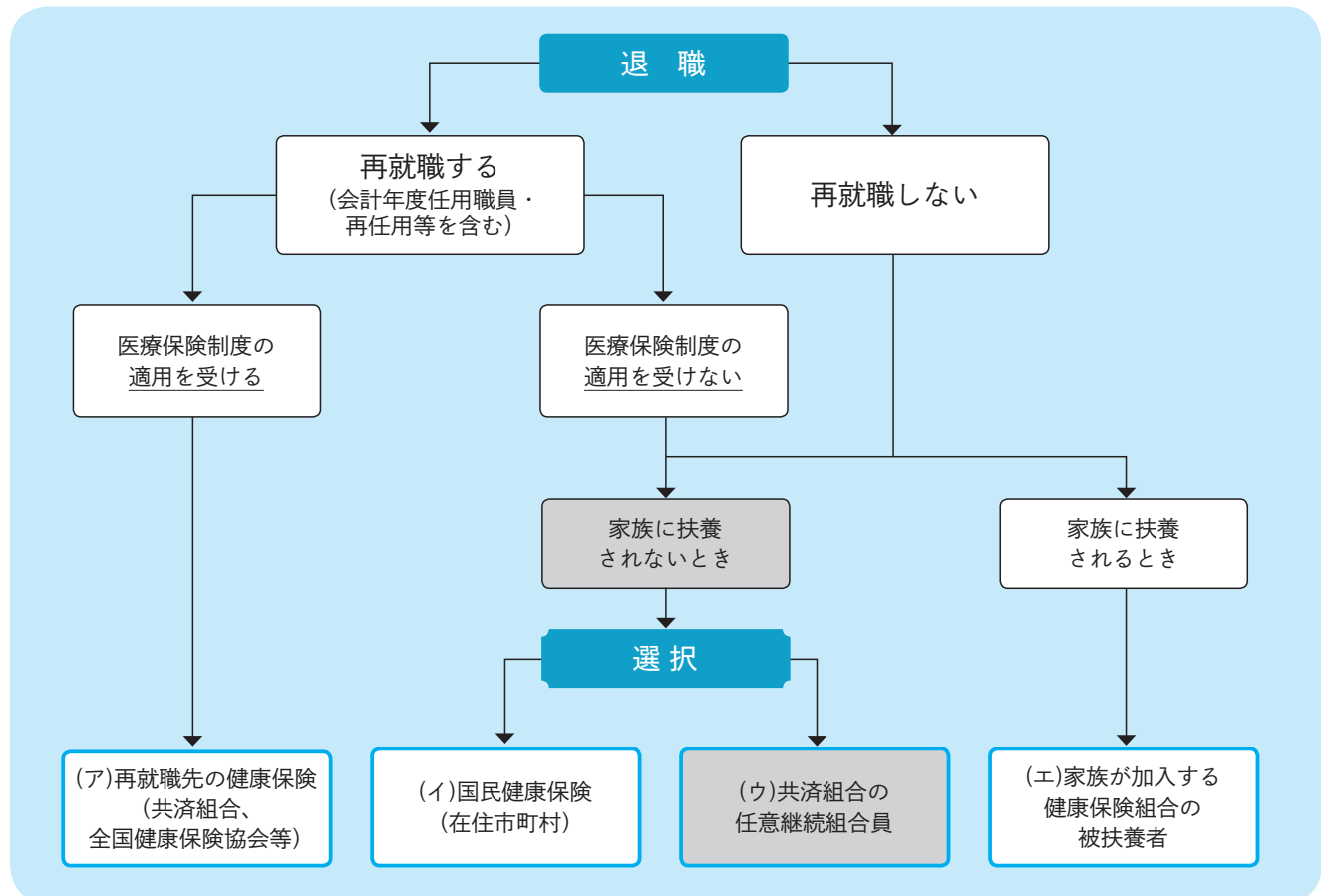
※組合員と別居の場合は送金者、送金先の方、送金日、送金額が確認できる書類を添付してください(ただし、学生であることが確認できる子についてはこれらの書類を省略できます。)

お問い合わせ | 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3月末に退職される皆さんへ

① 退職後の医療保険制度の加入等について

退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されている家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(エ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 健康保険等の加入者

再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。退職前と同じ所属所で再就職される場合、組合員証および組合員被扶養者証等はそのまま使用してください。

(イ) 国民健康保険の被保険者

保険制度や国保税(保険料)の金額については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください。

(ウ) 共済組合の任意継続組合員

任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択する際の参考にしてください。

任意継続組合員制度の詳細については次ページ「**② 任意継続組合員制度とは**」を参照してください。

(エ) 家族の被扶養者

各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

**組合員証等※1
の返納を
忘れずに!!**

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できません(同じ所属所に組合員として再就職される場合を除く。)。そのため、退職後は速やかに所属所の共済組合担当課を経由して共済組合へ組合員証等を返納してください。

その際には、被扶養者として認定されている家族全員の「組合員被扶養者証」も併せて返納してください。

※1 組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」を含みます。

② 任意継続組合員制度とは

任意継続組合員の資格要件

退職日の前日まで引き続き
1年以上組合員であった方※2

- ・退職後20日以内に
共済組合へ申し出
- ・期日までに掛金の
払い込み

任意継続組合員

- ・短期給付と福祉事業の一部が適用
(本人と被扶養者が対象)
- ・最長で2年間継続可能
(希望による中途資格喪失も可能)

※2 退職日まで引き続き期間が1年と1日以上
必要です。

(1) 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、次のとおり算出されます(令和5年度の場合)。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 98.00/1000

介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 17.58/1000

標準報酬の月額は次の①または②のいずれか少ない額となります。

①退職時の標準報酬の月額

②前年の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の標準報酬の月額の平均額
(令和5年度は360,000円)

注意 掛金率、標準報酬月額の平均額等は変更になる場合があります。

(2) 払込方法

「年払い」、「半年払い」、「月払い」の3通りで、「年払い」と「半年払い」には前納割引があります。

Point



- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金を確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届け出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の払込方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、払い込みの際に振込手数料を負担いただきますので、払込回数が少ない「年払い」がおすすめです。また、任意継続掛金の金額に前納割引があるため、「月払い」よりも「年払い」がお得です。
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失し、納入済みの未経過月分の掛金がある場合は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ | 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

退職後も受けられる給付

退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、在職中と同様に請求することにより受けることのできる短期の給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ① **出産費** 1年以上組合員であった方が退職後6カ月以内に出産した場合
- ② **埋葬料** 退職後3カ月以内に死亡した場合
- ③ **傷病手当金** 1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- ④ **出産手当金** 1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

年度末退職予定の皆さんへ

福祉事業をご利用の方へ

福祉事業<貸付・ライフサポート年金>の退職に伴う手続

I 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。償還方法については、退職手当からの控除※となります。

また、退職前に繰り上げにより全額償還を希望される場合は、3月8日(金)までに共済組合へ申し出ください。

※退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。

II ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、組合員の退職※に伴い脱退となりますが、一部の制度については、退職後も保障を継続することができます。

該当される方には、明治安田生命より「退職後制度のご案内資料」をご自宅宛てに送付しますのでお手続をしてください。

※一般組合員から短期組合員への適用区分の変更も含まれます。

任意継続組合員となる方へ ～引き続き利用できる保健事業について～

以下のとおり、各種検診料等の助成事業をご利用いただくことができます。

なお、令和6年度から助成内容等の一部が変更となりますので、17ページの「人間ドック検診等の助成方法等が変わります」で詳細をご確認ください。

各種検診料等の助成 … ●人間ドック・脳ドック・総合がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん検診、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診年度一回に限り助成します。
また、検診機関等については、ホームページから確認できます。

助成申請は
「MY HEALTH WEB」から
行っていただきます

施設利用の助成 … ●共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、ご利用を希望される方は、利用助成券の発行申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限り)

特定健康診査 … ●40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象として、5月にご自宅へ特定健康診査受診券を送付します。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診してください。

特定保健指導 … ●特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの程度に応じて)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅に送付しています。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担しますので、保健指導機関等で必ず受けてください。

これらの助成等は全て任意継続組合員およびその被扶養者に対して適用されます。

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

入学貸付・修学貸付

お子さまの入学金や修学に必要な資金として、共済組合の「入学貸付」と「修学貸付」をぜひご利用ください！



	入 学 貸 付		修 学 貸 付	
貸付対象となる費用	入学金、授業料等の納入費用、アパート等の敷金礼金、賃貸料等		授業料等の納入費用、アパート等の賃貸料等	
貸付限度額	上 限 200万円 組合員の給料(または報酬)の6ヵ月分に相当する金額(5万円単位)		180万円(月15万円×12ヵ月分) 年度途中で借入れる場合は、15万円×その年度の残月数となります。 令和6年度分の修学費用について 参 1月～4月貸付の場合、180万円 考 5月貸付の場合、165万円 6月貸付の場合、150万円	
	お子さま1人につき、上記の限度額が適用されます。			
貸付利率	年1.26%(変動)(令和6年1月1日現在)			
償還方法	貸付月の翌月から給与控除します。		修学中は利息のみのお支払いとなりますが、申し出により修学中から元金の償還を始めることもできます。	
申込手続の流れ	(1)貸付申込書の記入(申込書は勤務先の共済組合担当課に用意してあります。) (2)添付書類の準備 ①入学貸付→合格通知書(写)または入学許可書(写) 修学貸付→在学証明書 ＊入学・進級前にお申し込みの場合は、入学・進級後に貸付該年度の在学証明書もご提出いただきます。 ②入学・修学にかかる費用の確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ③お子さまが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類 (償還表、融資決定通知書等) ⑤申し込み時の給料(または報酬)月額の確認できる書類 (3)貸付希望月の前月末日までに、勤務先の共済組合担当課経由で申し込み			
今後のスケジュール	貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日	
	令和6年2月	2月29日(木)	1月31日(水)	
	令和6年3月	3月28日(木)	2月29日(木)	
	令和6年4月	4月30日(火)	3月29日(金)	
	令和6年5月	5月31日(金)	4月30日(火)	

入学貸付・修学貸付 Q&A

Q被扶養者でない子の入学貸付、修学貸付の申し込みはできますか？

A被扶養者でない子であっても入学貸付、修学貸付を利用することができます。
添付書類として、組合員との続柄を証する書類が必要になります。

Q1人の子について、入学貸付と修学貸付の両方に申し込むことはできますか？

A1人のお子さまについて、入学貸付と修学貸付の両方に申し込むことができます。

例)

入学貸付	入学金	+	修学貸付	授業料と家賃
------	-----	---	------	--------

Q複数の子について入学貸付、修学貸付の申し込みはできますか？

A複数のお子さまについて、入学貸付、修学貸付を申し込むことができます。
修学貸付は、お子さま1人につき毎年度1回申し込むことができ、貸付限度額もそれぞれに適用されます。

Q修学貸付は4年間分を一度に借りることはできますか？

A学年ごとの申請が必要となります。4年間分を一度に借りることはできません。

Q入学貸付、修学貸付の該当となる教育機関はありますか？

A学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校またはこれらに準ずる外国の教育機関があります。

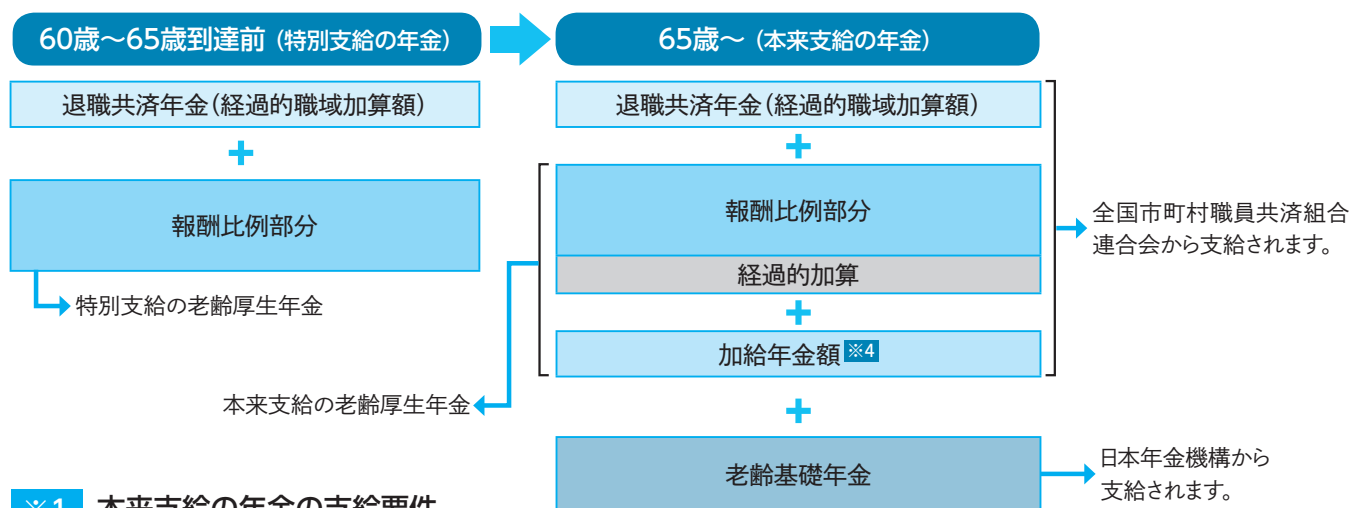


老齡の年金についてのご案内

公務員として勤務した期間を有する方が一定の要件※1を満たす場合には、65歳から老齢厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月以前に引き続き1年以上の組合員(被保険者)期間を有する方には併せて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

65歳に達するまでは生年月日に応じて経過措置が設けられ、該当する年齢から特別支給の年金※2が支給されることとなりますが、昭和36年4月2日以後生まれの一般組合員、昭和42年4月2日以後生まれの特定消防組合員※3の方の支給開始年齢は65歳となり、本来支給の年金と併せて国民年金の「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。



※1 本来支給の年金の支給要件

老齡厚生年金

- ①65歳以上であること
- ②組合員(被保険者)期間が1月以上あること
- ③被保険者期間等が10年以上あること

退職共済年金(経過の職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続く期間が1年以上あること
(平成27年10月をまたいで引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)
- ②左記「老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

※2 特別支給の年金の支給要件 昭和36年4月1日以前生まれの一般組合員、昭和42年4月1日以前生まれの特定消防組合員が対象となります。

特別支給の老齢厚生年金

- ①該当する支給開始年齢であること
- ②組合員(被保険者)期間が1月以上あり、厚生年金の被保険者期間との合計が1年以上あること
- ③被保険者期間等が10年以上あること

特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続く期間が1年以上あること
(平成27年10月をまたいで引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)
- ②左記「特別支給の老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

※3 特定消防組合員に該当する方

特定消防組合員とは

消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

特定消防組合員の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳

※4 加給年金額

厚生年金の被保険者期間が合計20年以上ある方で、老齢厚生年金の受給権が発生した時、生計を維持していた65歳未満の配偶者、子(18歳到達の年度末までの子、20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する子)がいる場合に加給年金額が加算されます。ただし、配偶者が、被保険者期間20年以上の老齢厚生年金の受給権を有しているときや障害の年金を受給しているときは、加給年金額は停止されます。

60歳になられる方へ

◆ 老齢厚生年金等の繰上げ請求

老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)は、60歳以降であれば、支給開始年齢に達する前に、繰り上げて受給することができます。

繰上げ請求をされる場合は、国民年金制度の老齢基礎年金および他制度の老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から支給開始年齢になる前月までの月数の**1月につき0.4%(昭和37年4月1日以前生まれの方は、0.5%)減額**され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、**在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により支給停止の対象となります**ので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、日本年金機構または共済組合にお問い合わせください。

65歳になられる方へ

◆ 老齢厚生年金等の繰下げ請求

65歳に到達したときに老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の請求を行わず、66歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

繰下げ請求をされる場合に、他制度の老齢厚生年金の受給権を有するときは、同時に繰下げを行うこととなります。

繰下げ請求をした場合は、受給権発生日(65歳誕生日の前日)の属する日から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数に応じて、1月当たり0.7%増額します。

ただし、**繰下げ待機期間中に在職中による年金額の全部または一部が支給停止となる場合は、支給停止されていたであろう額を除いて繰下げ加算額を計算します**ので、繰下げ請求を行う際はご注意ください。

● 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求をした場合の減額・増額率

● 繰上げ減額率 = $0.4\% \times \text{繰上げた月数(60歳～64歳)}$

※昭和37年4月1日以前生まれの方の1月当たりの減額率は0.5%となります。

● 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰下げた月数(66歳～75歳)}$

※昭和27年4月1日以前生まれの方の繰下げ受給開始時期の上限は70歳までとなります。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	昭和36年4月2日以降生まれの一般組合員が繰上げした場合の減額率です。					
減額率(0.4%)	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—						
下段は(0.5%)	30%	24%	18%	12%	6%	—						
請求時の年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	
増額率(0.7%)	—	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84.0%	



平成27年10月以降の組合員期間がある方へ

◆ 退職等年金給付(年金払い退職給付)

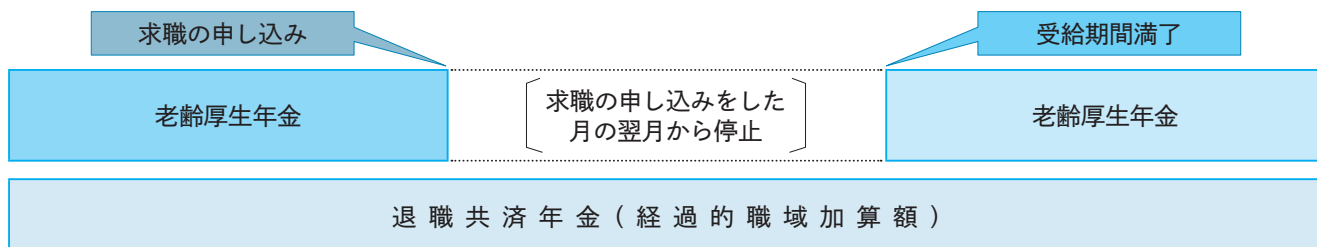
被用者年金制度の一元化により、退職共済年金(経過的職域加算額)は廃止され、平成27年10月以後の加入期間については、新たな公務員制度として「退職等年金給付」が創設されました。1年以上の引き続く組合員期間(短期組合員の期間は除きます。)がある方が退職をしていて65歳に到達すると受給権が発生しますので、老齢厚生年金請求書の送付時期に合わせ、お手続の案内を送付させていただきます。(65歳到達時に組合員として在職している場合は、退職した時に受給権が発生します。)

雇用保険法による失業給付等を受給される方へ

◆ 失業給付との併給調整

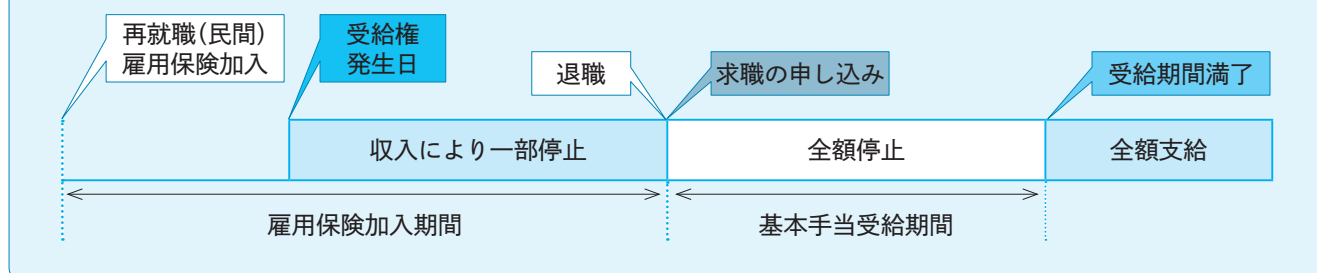
65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申し込みをしたときは、実際に失業給付を受けたかどうかに関係なく、一定のあいだ年金の全額が支給停止されます(退職共済年金(経過的職域加算額)は停止されません)。

再任用職員の方が退職される場合はご注意ください。



例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、民間企業を退職した場合



◆ 高年齢雇用継続給付との併給調整

65歳未満で老齢厚生年金を受けられる方が、在職中(厚生年金加入中)に雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受けているときは、在職中の標準報酬月額による一部支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付金との調整により、標準報酬月額の約6%に相当する額の老齢厚生年金が支給停止されます。



短期組合員の方は、第1号厚生年金被保険者であるため、実施機関は日本年金機構となりますので、詳細は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ | 年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

皆さんの医療費は!?

医療費統計vol.69 | レセプト1件当たり日数と1日当たり医療費、および傷病分類別の総医療費等

共済組合では、毎年レセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査結果等のデータを分析し、より効果的・効率的に保健事業を実施するために、PDCAサイクルに基づいて第2期データヘルス計画を推進しています。

今回はレセプト1件当たりの日数と1日当たり医療費、および疾病別の総医療費とレセプト件数の経年変化について、ご紹介します。

① レセプト1件当たり日数の経年変化

1件当たり日数は、1つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(または、入院日数)を表し、診療実日数をレセプト件数で割ったものです。入院の1件当たり日数が多ければ概ね入院期間が長く、外来の1件当たり日数が多ければ通院頻度が高いと考えられます。共済組合のレセプト1件当たり日数は、令和4年度も減少傾向が続いています。

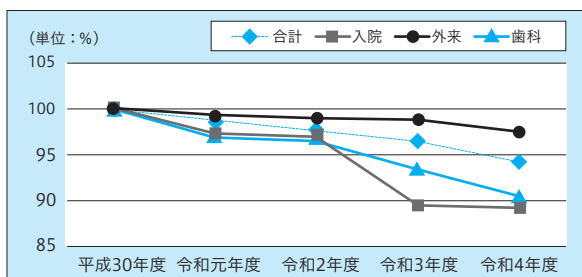
●レセプト1件当たり日数の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:日)

	1件当たり日数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	1.48	1.46	1.45	1.42	1.39
入院	9.48	9.17	9.16	8.44	8.40
外来	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30
歯科	1.55	1.51	1.50	1.44	1.41

●平成30年度を100%としたときの1件当たり日数の推移



② 1日当たり医療費の経年変化

1日当たり医療費は、医療費の単価を表し、医療費を診療実日数で除したものです。1日当たり医療費が高ければ、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いものと考えられます。

1件当たり日数が短く、1日当たり医療費が高くなっている背景には、患者への負担が少ない治療技術の普及で入院日数が短縮されたことや、政府による医療費適正化政策の推進により、入院患者の平均在院日数を減らす取り組みが効果を上げており、2022年度もその傾向が続いていると考えられます。

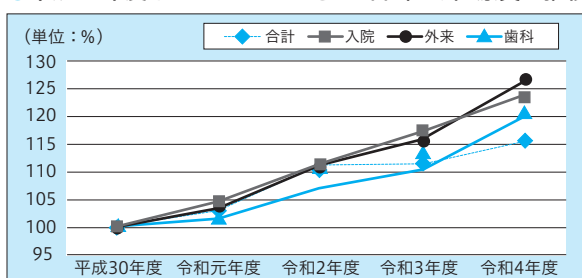
●1日当たり医療費の経年変化

全体(組合員・被扶養者)

(単位:円)

	1日当たり医療費				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	13,563	14,131	14,971	15,171	15,746
入院	51,803	54,786	57,563	60,128	63,634
外来	7,506	7,910	8,397	8,647	9,543
歯科	6,592	6,784	7,390	7,589	7,982

●平成30年度を100%としたときの1日当たり医療費の推移



③ 傷病分類別の総医療費、レセプト件数(令和4年度の上位10傷病)の経年変化

下図に直近3年間の傷病分類別の総医療費とレセプト件数をまとめました。

新型コロナウイルスの影響による受診控えが解消され令和3年度に総医療費、レセプト件数が増加しましたが、令和4年度は10月に短期組合員が加入したことで、全ての傷病の総医療費、レセプト件数が大幅に増加しました。

全体(組合員・被扶養者)

(単位:千円)

(単位:件)

総医療費			
傷病分類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新生物	659,193	770,280	1,107,084
呼吸器	366,783	492,632	774,484
循環器	425,994	431,854	584,020
筋骨格	372,603	387,645	543,843
腎尿路	310,839	330,471	501,930
内分泌	358,034	393,062	467,251
神経系	278,554	299,819	401,820
消化器	283,841	306,995	397,486
精神	258,389	271,626	300,350
眼	192,629	213,359	285,905

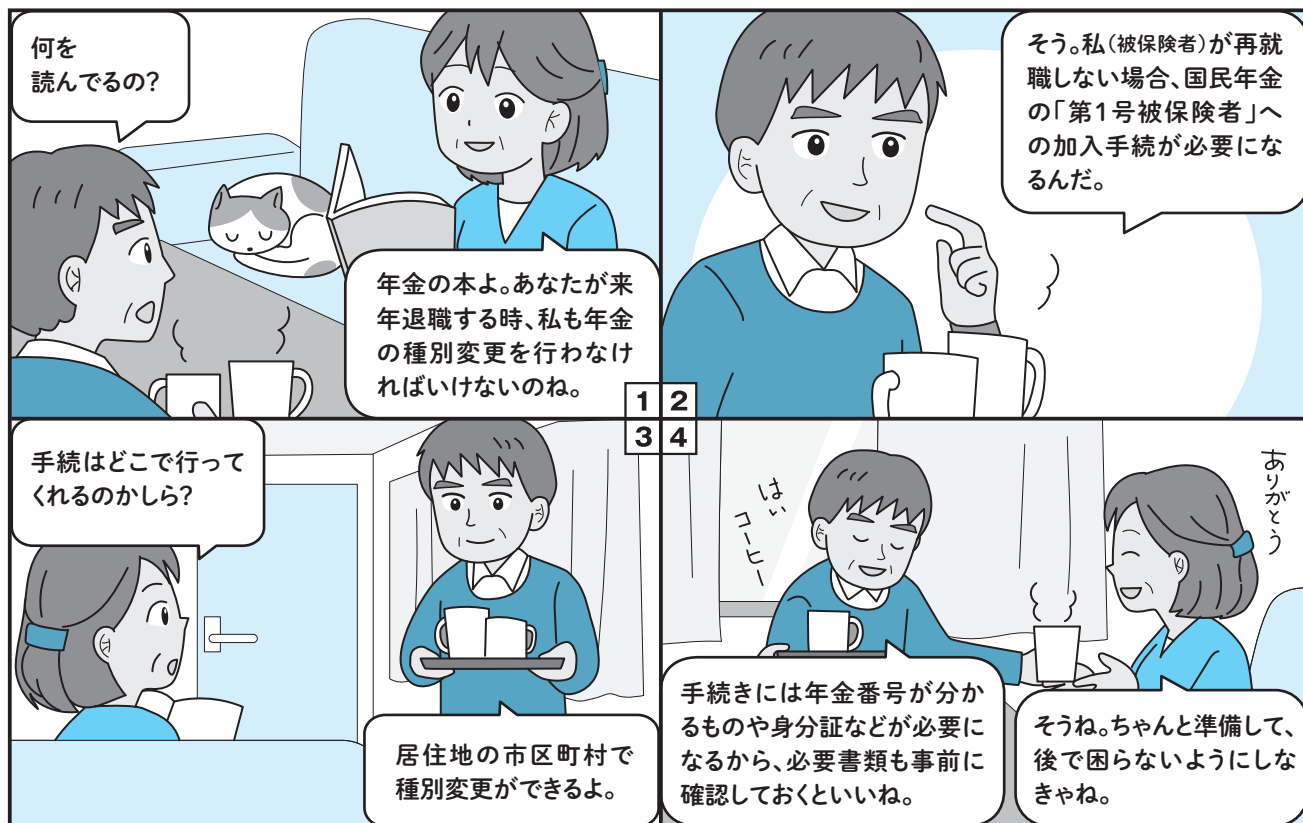
レセプト件数			
傷病分類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
呼吸器	42,371	48,974	67,403
皮膚	30,844	32,312	35,821
眼	26,978	28,708	35,801
循環器	19,730	21,238	30,348
内分泌	18,743	21,001	28,854
筋骨格	18,319	20,566	28,624
精神	19,155	21,390	25,367
消化器	12,854	14,817	19,415
腎尿路	12,351	13,961	18,768
新生物	11,276	12,282	16,611



わたしが退職すると、国民年金第3号被保険者となっていた配偶者の国民年金はどうなりますか？

A

組合員が退職により被用者年金に加入しなくなると、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者の資格を喪失するため、配偶者ご自身で国民年金の第1号被保険者の加入手続きが必要となります。



日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。被保険者(組合員)が退職すると、60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、その配偶者の国民年金の種別が変更になる場合もあるので注意が必要です。なお、民間企業に勤める方や公務員など厚生年金保険や共済組合の被保険者(組合員)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方を「第3号被保険者」といいます。

(注) 被扶養配偶者とは、主として組合員の収入によって生計を維持している配偶者のことをいいます。

国民年金の被保険者の種別は3種類

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。被保険者の種別は3つに分けられており、それぞれ保険料の納め方が異なります。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の第2号被保険者、第3号被保険者でない者

例えば 自営業者、学生、フリーターなど

保険料 納付書や口座振替など、自分で納めます。



第2号被保険者

共済組合の被保険者(組合員)および厚生年金等の65歳未満の被保険者

例えば 民間企業に勤める方、公務員など

保険料 厚生年金保険料に国民年金保険料が含まれています。



第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

例えば 民間企業に勤める方、公務員などにより生計を維持している配偶者

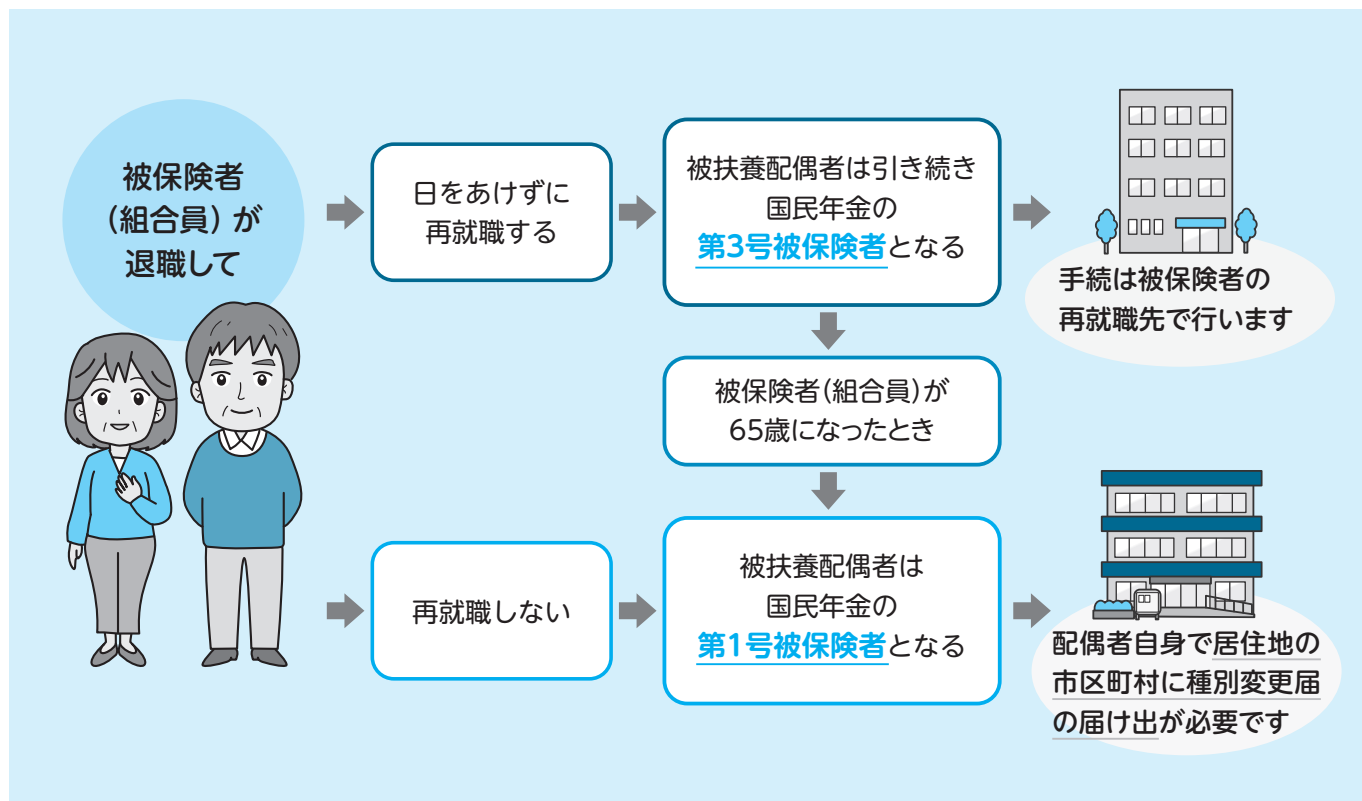
保険料 第2号被保険者が加入する年金制度が負担するため、本人の保険料負担はありません。

組合員が退職した場合の被扶養配偶者の年金加入に係る届け出

被保険者（組合員）が定年退職等で退職したあと、再就職してその事業所等で被用者年金に加入する場合は、その被扶養配偶者は、60歳まで国民年金の第3号被保険者となります。（手続は再就職先で行います。）

ただし、被保険者（組合員）が再就職しない場合には、その被扶養配偶者が自ら就職し、厚生年金被保険者になる
とき以外は、60歳になるまで国民年金の第1号被保険者となります。

国民年金の第1号被保険者となる場合は、その手続は配偶者自身で行い、保険料の支払いが必要となります。



第1号被保険者への加入手続に必要な主な書類

●年金番号の分かるもの（年金手帳など） ●退職年月日のわかる書類（離職票など） ●本人確認書類（運転免許証など）
（詳細については、居住地の市区町村にお問い合わせください。）

届け出が遅れた場合

被保険者（組合員）が退職して、被扶養配偶者が国民年金の第1号被保険者となる場合は、その手続を配偶者自身で行い（第3号被保険者から第1号被保険者への届け出をして）、保険料を納める必要があります。なお、その手続は、原則として第3号被保険者の資格を失った日から14日以内に行わなくてはなりません。本来届け出をすべき期限から2年以上遅れた場合は、原則として保険料の納付が受け付けられなくなって未納期間（保険料を納めていない期間）が生じ、その結果、将来の年金受給額が少なくなったり、受給資格期間を満たさず年金が受給できなくなったりする場合がありますのでご注意ください。

被扶養配偶者自身が就職した場合

被保険者（組合員）の被扶養配偶者であった者が、就職またはパートやアルバイトなど短時間労働者として一定の要件を満たして厚生年金に加入した（第2号被保険者となる）場合、配偶者の年金加入の届け出は、就職先で行います。

標準報酬制

随時改定について

皆さんの給与から控除される共済組合の掛金や保険料は、標準報酬月額に掛金率・保険料率を乗じて算定されます。

この掛金等の基礎となる標準報酬月額は、原則として定時決定※により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決め直された標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※定時決定

毎年7月1日現在において組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定



定時決定の詳細については、共済日より「2023年7月号」に掲載しています。



随時改定の要件

次の3つの全てに該当するときに行われます。

- ① 昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、または給与体系の変更があったとき。
- ② 変動があった月から3カ月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均額の標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③ 3カ月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。※フルタイム勤務の場合

報酬の内訳

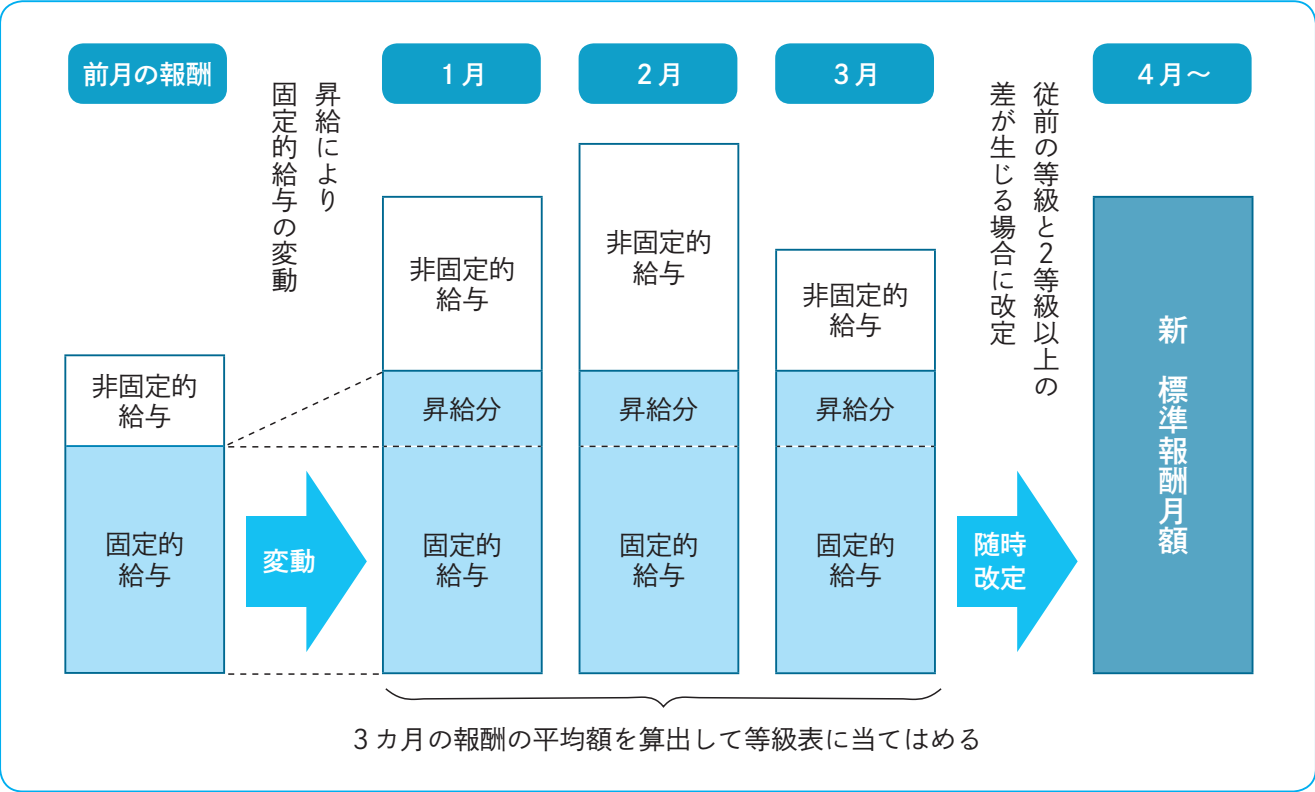
固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

※災害派遣手当および災害の際に通常の時間外勤務手当とは別に支給される時間外勤務手当については、原則、報酬に含めない取り扱いとされています。

※新型コロナウイルス感染症に起因する対応により発生した時間外勤務手当等が、通常業務と区分できるのであれば、報酬から除くこととして差し支えありません。通常業務と区分できず、通常の算定方法では著しく不当となる場合は、年間平均による保険者算定の対象として差し支えありません。

例 1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



■ 随時改定実施の可否

2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したかいずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随時改定は行いません。

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓	—	—
	非固定的給与	↑	↓	↑	↓	↓	↑	↑	↓
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑	↑	↓
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無	無	無

(↑…増額、↓…減額、—…変動なし)

参考 給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うことになります。この場合の報酬月額は、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

例 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3カ月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額分は含みません。

特定健康診査・特定保健指導の結果報告

令和4年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします

特定健康診査

受診率は令和3年度と比べると、全体で1.7%下降しました。
組合員、被扶養者ともに、目標実施率に達することができませんでした。
依然として被扶養者の受診率の低迷が課題となっています。

● 令和4年度特定健康診査の受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標実施率 (%)	前年度との健診受診率の比較
組合員	17,008 (17,113)	15,718 (16,218)	92.4 (94.8)	95.0 (94.0)	組合員 …… 2.4% ↓
被扶養者等	3,362 (3,585)	1,458 (1,572)	43.4 (43.8)	66.7 (65.7)	被扶養者等 …… 0.4% ↓
全体	20,370 (20,698)	17,176 (17,790)	84.3 (86.0)	89.0 (88.0)	全体 …… 1.7% ↓

※表中()内は、前年度(令和3年度)の受診状況になります。 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

特定保健指導

令和3年度と比べ実施率は動機付け支援、積極的支援ともに増加しました。
動機付け支援、積極的支援ともに、目標実施率に達することができませんでした。

● 令和4年度特定保健指導の利用状況

動機付け支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)	前年度との終了者割合の比較 実施率……終了者の割合
組合員	1,226 (1,284)	392 (373)	32.0 (29.0)	35.0 (30.0)	組合員 …… 3.0% ↑
被扶養者等	76 (92)	13 (19)	17.1 (20.7)		被扶養者等 …… 3.6% ↓
全体	1,302 (1,376)	405 (392)	31.1 (28.5)		全体 …… 2.6% ↑

※表中()内は、令和3年度利用状況になります。 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

積極的支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)	前年度との終了者割合の比較 実施率……終了者の割合
組合員	1,369 (1,455)	281 (249)	20.5 (17.1)	35.0 (30.0)	組合員 …… 3.4% ↑
被扶養者等	39 (51)	1 (4)	2.6 (7.8)		被扶養者等 …… 5.2% ↓
全体	1,408 (1,506)	282 (253)	20.0 (16.8)		全体 …… 3.2% ↑

※表中()内は、令和3年度利用状況になります。 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけではなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」^注にペナルティ(加算)が課せられます。
支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、皆さんの掛金(保険料)に影響しますので、積極的に受診、利用をしましょう。

注 後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や健保組合が負担する費用

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

人間ドック検診等の 助成方法等が変わります

令和6年4月から保健事業を見直し、人間ドック検診等の助成事業が次のとおり変わります。

各種検診料助成の申請方法が変わります

MY HEALTH WEBの
利用登録がお済でない方は、
至急ご登録ください。

申請手続：検診料助成利用申請書
承認書交付事務：共済組合

紙媒体廃止

申請手続：組合員がMY HEALTH WEBから申請
助成券交付事務：所属所

検診料助成利用申請書(紙媒体)による人間ドック等検診料助成は、組合員がMY HEALTH WEB(WEB)から助成申請を行う方式に移行します。

また、施設利用助成券の交付申請も同様です。

1 人間ドック検診の助成対象が変わります

毎年度4月1日現在、組合員の資格を有する者(その被扶養者を含みます。)で、1年を通じてその資格を有する者が対象になります(任意継続組合員も同様です。)

年度途中の加入者、資格喪失予定者は人間ドック検診料助成の対象になりません。

2 人間ドック等の助成額が定額助成に変わります

(1) 人間ドック検診

検診料助成額は、現行の定率助成(7割)から次のとおり定額助成となります。

なお、2日人間ドック検診については、助成額引下げによる影響が大きいため、段階的に引下げを行います。



検診項目	定額助成額	
日帰り 人間ドック検診	22,000円	
2日 人間ドック検診	令和6年度、7年度	38,000円
	令和8年度、9年度	27,000円
	令和10年度～	22,000円

(2) がん検診

検診項目	定額助成額	検診項目	定額助成額
脳ドック検診	15,000円	胃がん検診	4,000円
総合がん検査	22,000円	肺がん検診(喀痰検査)	2,000円
乳がん検診	5,000円	〃 (CT検査)	7,000円
子宮がん検診	3,000円	大腸がん検診	1,000円

※現在助成を行っている眼底検査は、助成の対象外になります。

3 スポーツ奨励助成を段階的に廃止します

廃止する事業	廃止年月日
職場スポーツに必要な器具の整備に関する事業	令和6年3月31日
所属所が実施する運動会等スポーツ行事に関する事業	令和8年3月31日

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

医療費明細の提供について ～「MY HEALTH WEB」をご利用ください～

共済組合では、組合員および被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費明細を提供しています。

昨年までは、紙媒体(医療費通知)により提供していましたが、令和5年9月からは、組合ポータルサイトの運用開始により「MY HEALTH WEB」による提供を開始しました。

「MY HEALTH WEB」にログインし、メニューから「医療費情報」-「医療費明細」を選択すると各月の医療費明細を確認することができます。

医療費明細の掲載時期は、診療年月から約2カ月後となりますが、医療機関からの請求状況等によっては、掲載されない医療費もあります。

利用方法については、共済組合から配布予定の「ご利用マニュアル」、共済だより令和5年10月号に折り込みの「MY HEALTH WEB ご利用ガイド」等でご案内しています。



◎確定申告等で医療費明細が必要な場合には・・・

確定申告に必要な医療費明細用のデータもMY HEALTH WEBからダウンロードが可能です。
PDFダウンロードは1カ月ごととなりますので、必要な月の分を印刷してご利用ください。

◎掲載状況

令和5年12月末時点で、令和4年1月から令和5年10月診療分まで掲載済です。

今後の掲載時期は、次のとおりです。

令和5年11月診療分：令和6年1月末頃予定

令和5年12月診療分：令和6年2月末頃予定

ジェネリック医薬品差額情報の 更新について

～令和5年2月に「MY HEALTH WEB」でお知らせします～

対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が100円以上見込まれる方。

窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額情報では、「ジェネリック医薬品お願いシート」、「お薬情報」等を印刷することができます。医師・薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いいたします。



お問い合わせ | 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され※、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

*なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

③ 手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、
以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2. マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



※「健康保険証」は「組合員証及び組合員被扶養者証」を指します。

お問い合わせ | 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

健康講座「RIZAPオンラインセミナー」を 開催しました

今年度の健康講座は、組合員等の生活習慣病予防および健康維持、運動習慣の定着を目的として、計3回「RIZAPオンラインセミナー」を開催しました。また、メンタルヘルス編については、所属所との共同開催(コラボヘルス)で行いました。

多数の方にご参加いただき、アンケート結果からも「参加してよかった」、「また開催してほしい」などの声をいただきました。

回	開催日	講座内容(テーマ)	参加者数
1	6/17(土)	肩こり腰痛予防編	46人(687回)
2	8/26(土)	女性のためのグッドコンディショニング講座	38人(543回)
3	10/23(月)	メンタルヘルス編(所属所との共同開催)	20所属所

※()内はアーカイブ配信視聴回数

共済組合では今後も各種健康講座を開催する予定です。皆さんの参加をお待ちしています。

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

雄大な山々を望む 花とハーブで麗しく香るまち

i k e d a
池田町

池田町の魅力、
おすすめ情報を
ご紹介します！

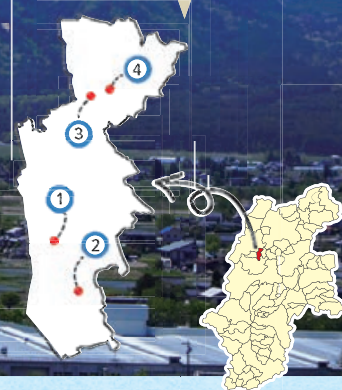
◀池田町役場 総務課 宮田 辰哉さん

長野県北西部に位置する池田町。町の西側には雄大な北アルプス、東側には豊かな里山と、自然が織りなす美しい景観が広がります。町では冷涼で湿度が低い気候をいかしたハーブの生産が盛んで、その香りや彩りは、訪れる人々に癒しを与えてくれます。

池田町データ (2023年9月1日現在)

面積：40.16km² 人口：9,287人

HP: <https://www.ikedamachi.net>



／ ハーブに特化した道の駅 ／



① 池田町ハーブセンター/ハーブステーション

町の特産品が集結する複合施設。地元産の野菜やハーブなどが購入できる「ハーブセンター」のほか、地産地消がコンセプトのレストラン、農産加工品を販売する売店が軒を連ねます。道の向かいのハーブステーションにはハーブ温室やハーブガーデンがあり、住民はもちろん、観光客にも人気のスポットです。

ハーブセンター

☎ 0261-62-6200

🏠 池田町大字会染 6330-1

🕒 9時～18時

🚫 不定休

ハーブステーション

☎ 0261-85-0211

🏠 池田町大字会染 2922-1

🕒 10時～17時

🚫 冬季休館 (11月～2月)

6～7月は
ハーブステーションで
ハーブの
採取が
できます！



／ 四季折々の眺望が楽しめる ／

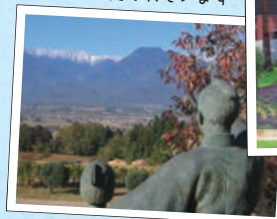


② あづみ野池田クラフトパーク

スカイツリーと同じ高さ、標高634mの位置に広がる公園。遠くに見える北アルプスや安曇野の田園風景と共に、春は桜、初夏にはラベンダー、秋には紅葉と、四季を通して様々な表情を見せてくれます。園内にはちびっこ広場やパターゴルフ場、美術館などの施設もあり、幅広い世代の憩いの場となっています。

☎ 0261-62-6065 🏠 池田町大字会染 7770

サンセットポイント
100選に認定されています





③ 七色大カエデ

広大な高原に堂々と構える大きなカエデの樹。樹齢250年を超える大樹は、秋になると日ごとに色の移ろいを見せてくれます。気象条件がそろくと、早朝に神秘的な雲海が見えることも。少し進んだ場所にある大峰高原白樺の森は自由に散策でき、清々しい秋の空気を感じながら色鮮やかな木々の紅葉を堪能できます。

☎ 0261-62-9197 (池田町観光協会) 🏠 池田町大峰高原

夏の夜空を彩る
「高瀬川納涼大花火大会」



年間イベント情報

6月	花見ほたる祭り カミツレ花まつり
8月	高瀬川納涼大花火大会
9月	池田八幡神社例大祭

🔍 詳しい情報は、
ホームページ等でご確認ください。



④ カミツレの里

北アルプスの山々に囲まれた「カミツレの里」。5月中旬から6月上旬には、約13万本のカモミールの花があたり一面に咲き誇り、優しい香りに包まれます。有機栽培で育てられたカモミールは、敷地内にある工場で多くの人に愛されるスキンケア商品へと変身。カモミールの刈り取り体験ができるイベントや、カミツレエキスの工場見学(要予約)も必見です。

☎ 0261-62-9222 (SouGo カミツレ研究所) 🏠 池田町広津4098

 e-Products

池田町の
いいもの

桑茶



かつての製糸産業で培われた桑畑をいかして作られる桑茶。町特産のハーブとのブレンド茶も人気。

ワイン



風通しが良く一日の寒暖差が大きい池田町では、ワイン用ブドウの生産が盛ん。様々な料理にあわせて楽しめます。

 e-Thing

池田町 イチ推し!

八幡神社例大祭

毎年9月23日・24日に行われる八幡神社例大祭。23日の宵祭りでは舞台の曳きまわしが行われ、24日の本祭りでは舟(ふね)と呼ばれる山車が町内を巡行します。境内では奉納相撲や浦安の舞の奉納、露店の出店なども行われます。360年の歴史を持つ、人形やちょうちんなどで飾られた舞台8台が神社に集結する様子はまさに圧巻です。

迫力ある
舞台曳き
まわしに注目



池田町一帯が
お祭りムードに包まれます。
ぜひお越しください!



ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。

令和4年度(保険期間:令和4年10月1日～令和5年9月30日)の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

■支払予定日 令和6年1月10日(水)

◇共済組合に届け出いただいている給付金口座に送金します。

◇配当金額については、専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」上でご確認ください。(未登録の方へは、令和5年9月に登録ハガキをご自宅へ送付しておりますので、登録後、ログインしてご確認ください。)

◆配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	21.452%
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	21.565%

◆令和4年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	10件	234,350,000円
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	10件	33,000,000円

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

特定健診の対象年齢の加入者の皆さんへ マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます

マイナポータル上で特定健診※の結果や薬剤情報、医療費通知などの閲覧ができます。

※生活習慣病の予防・改善のため、保険者である共済組合が40～74歳の方を対象に実施する健診

健康診断結果

服薬履歴

医療費通知情報

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

この仕組みを用いて、健診の結果を閲覧できるよう、下記のスケジュールでデータを登録する予定です。

登録対象外となる場合

- ・妊娠婦等、特定健診の除外対象者の場合
- ・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合 等

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)
健診実施分登録予定時期

令和5年11月1日登録完了

令和5年度以降(令和5年4月1日以降)
健診実施分登録予定時期

健診受診年度の翌年度の11月1日までに登録完了予定

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

重要なお知らせ

令和5年度インフルエンザ予防接種費用助成を申請された組合員の皆さんへ
「MY HEALTH WEB」の初回利用登録が完了している方を
対象に500円の追加助成を行います

「MY HEALTH WEB」の登録促進を図るため、次のとおり追加助成します。

- 対象要件 インフルエンザ予防接種に要した費用の自己負担額が1,500円以上の組合員
- 登録手続 令和6年2月9日(金)までに初回利用登録をしてください。

「MY HEALTH WEB」の初回利用登録は、共済だより令和5年10月号よりご確認ください。

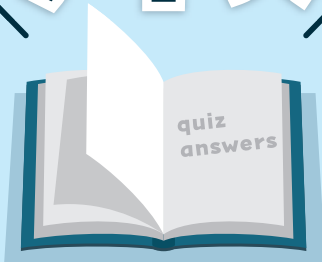
お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



紙面を読んで
答えを見つけよう!

3択

紙面探し クイズ



1～5の問を読んで、三つの
選択肢から正しいと思うも
のを選んでください。
クイズの解答は今回号の紙
面の中に隠れています。

問1

本組合で毎年行っている医療費
統計。令和4年度の組合員・被扶
養者の1日当たり医療費はいくら
でしょう?

- A** 13,563円
B 14,971円
C 15,746円

ヒント▶ P.11

問2

令和6年度から人間ドック等の助
成額が定額助成になります。日帰
り人間ドック検診の助成額はい
くらでしょう?

- A** 15,000円
B 22,000円
C 38,000円

ヒント▶ P.17

問3

随時改定の要件に該当するのは、
変動があった月からの3カ月の間
に支払われた報酬の平均額の標
準報酬月額と従来の標準報酬月
額との間に何等級以上の差が生
じたとき?

- A** 1等級 **B** 2等級 **C** 3等級

ヒント▶ P.14

ご応募いただいた
全問正解者の中から抽選で
5名の方に記念品
(QUOカード)を進呈します。

問4

任意継続組合員制度に加入する
際に、掛金の負担額が一番少な
いおすすめの払込方法は?

- A** 月払い
B 半年払い
C 年払い

ヒント▶ P.5

問5

老齢の年金について、本来支給
の年金が支給される要件の1つ
として、何歳以上であることが
必要でしょう?

- A** 65歳以上
B 70歳以上
C 75歳以上

ヒント▶ P.8

5月号の解答

塵も積もれば山となる

41名の方にご応募いただき、
ありがとうございました。
正解者39名のうち、5名の方に
記念品をお送りいたしました。



応募について

はがきまたはEメールでご応募ください。
応募資格：組合員の方（おひとり様1通まで）
Eメール ▶ soumu@nagano-kyosai.jp
応募締め切り ▶ 1月24日（水）当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いた
します。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業
および広報活動の参考とさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせ
ていただきます。

- ① 解 答
② 氏 名(フリガナ)
③ 所属所(勤務先)・
所属課
④ 共済だより1月号の
ご感想・ご意見やご
要望など

郵便はがき
380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選
および発送として活用する目的以外に使用することはありません。

当館
自慢

This Hotel Boasts

組合員の皆様

信州上諏訪温泉

湯
たり
宿泊
プラン

SYUKU
HAKU
PLAN

レイクビュー
和モダン
客室

55㎡

展望テラス「湖々空テラス」が誕生!!
諏訪湖対岸の西山へ沈む夕陽、
四季折々に移りゆく諏訪湖が一望できます。

長野県市町村職員
共済組合
組合員の皆様
特別価格

お一人様1泊2食付き 2名様より8名様まで利用可能

12,900円(税込)～
(入湯税別)

上記価格は、契約施設利用助成券(2,500円)をご使用後の金額です。

※日～金曜日の曜日限定企画(年末年始・特定日を除く)【要問合せ】

プラス

2,200円(税込)で
お得なプランもございます

詳しくはお問い合わせください

お車で	東京	中央自動車道 2時間	諏訪I.C	約7km 約20分	湖泉荘
	名古屋	中央 自動車道 2時間30分	岡谷JCT 長野 自動車道 2時間30分	約8km 約20分	

JRで	JR新宿駅	中央本線 特急2時間7分(最速)	JR上諏訪駅	約1km タクシー約5分 徒歩約15分	湖泉荘
	JR名古屋駅	中央西線 特急2時間	JR塩尻駅	中央本線 普通20分	



信州 上諏訪温泉

湖泉荘

ご予約・お問い合わせ

TEL.0266-53-6611

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り1-13-8 www.kosensou.com



※宗教団体・思想団体・政治団体・暴力団等の入館は一切お断りします。

共済だより

E-Life

2024年1月発行
No.511

編集・発行／長野県市町村職員共済組合

長野市権堂町2201番地 権堂イーストラザND

TEL.026-217-5600/FAX.026-217-5736